

令和6年12月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12件  
(うちドア1件、換気扇(浴室用)1件、  
温水洗浄便座1件、リチウム電池内蔵充電器2件、  
エアコン1件、電気シェーバー3件、  
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、  
電気湯沸器1件、介護リフト1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400917	令和6年10月16日	令和6年12月9日	ドア	重傷1名	当該製品の窓を開扉しようとしたところ、左手中指が開閉用ワイヤーと窓の間に挟まり負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月25日
A202400918	令和6年11月12日	令和6年12月9日	換気扇(浴室用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月25日
A202400919	令和6年11月27日	令和6年12月9日	温水洗浄便座	火災	当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400920	令和6年10月15日	令和6年12月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災	学校で当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月3日
A202400921	令和6年11月30日	令和6年12月10日	エアコン	火災 死亡2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202400922	令和6年10月10日	令和6年12月10日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月29日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400923	令和6年11月6日	令和6年12月10日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月29日
A202400924	令和6年11月29日	令和6年12月10日	電気シェーバー	火災	事務所で当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400925	令和6年11月14日	令和6年12月10日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品を保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和6年11月28日に消費者安全法の重大事故等(バッテリー(リチウムイオン))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月4日
A202400926	令和6年6月5日	令和6年12月10日	リチウム電池内蔵充電器	重傷1名	当該製品で電熱ベルトに給電しながら、電熱ベルトを使用中、当該製品から発煙し、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月28日
A202400927	令和6年11月11日	令和6年12月11日	電気湯沸器	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月3日
A202400928	令和6年6月3日	令和6年12月11日	介護リフト	重傷1名	施設で当該製品を使用し、搭乗者(80歳代)をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし